

黒髪山大智院「霊明殿細則」

第1条 霊明殿細則の設定

黒髪山大智院(以下「黒髪山」という。)[「霊明殿規則」(以下「霊明殿規則」という。)]第4条に定める所に基づいて、ここに細則を定める。

第2条 諸費用について

黒髪山大智院「檀家規約」(以下「檀家規約」という。)]第3条・第5条、及び「霊明殿規則」第7条・第12条において定める諸費用は奉納金として取り扱い、その金額は黒髪山大智院「檀家細則」(以下「檀家細則」という。)]に定めるとおりとする。

第3条 霊明殿の使用について

霊明殿の施設、及び霊明殿に設置する御位牌壇の使用について次のとおり定める。

1 御位牌壇における施主の私物について

- ① 過去帳位牌(過去帳本体のみ)・施主が用意し安置した遺影・位牌・造花・内敷等の紛失・盗難・損傷等について黒髪山はその責を負わない。
- ② 施主以外の者が私物を安置する事は認められない。

2 「霊明殿」において黒髪山が施主に貸与する物について。

- ① 黒髪山は施主に対して、位牌壇・位牌型過去帳入れ・小鐘・鐘木・造花用花瓶・生花用花瓶・供物皿・納骨棚(納骨棚はその使用を許可した施主に限る)を貸与する。
- ② 黒髪山が施主に貸与している位牌型過去帳入れ・造花用花瓶・生花用花瓶・供物皿が損傷した場合、施主が「檀家規約」・「霊明殿規則」等を遵守していることを確認した上で交換・貸与する。
- ③ 施主が、黒髪山が貸与する位牌型過去帳入れ・造花用花瓶・生花用花瓶・供物皿以外のものを持ち込み使用することはできない。

3 納骨棚は管理者の許可なく開錠する事は出来ない。施主が納骨棚の開錠を希望する場合は、事前に管理者に対して申し出る事。

4 「霊明殿」使用上の注意点

- ① 個別の御位牌壇(納骨壇)での火気使用を禁止し、日常の献灯・献香は「霊明殿」2階合同礼拝場所にて行うものとする。但し、個別の御位牌壇(納骨壇)において、納骨・供養の際に住職の許可のもと献灯・焼香等を行う事がある。
- ② 施主は御位牌壇を傷めないように清掃し、内敷等は定期的に交換し、造花も最低限1年に一度は交換し、御位牌壇を清潔に保つべきものとする。造花用の花瓶には造花のみを生けるものとする。
- ③ 私物の生花花瓶・造花花瓶・供物皿等の持ち込みは禁止とする。
- ④ 紙コップ・紙皿を使用しての飲料・供物のお供えは禁止する。
- ⑤ 黒髪山が貸与する生花用花瓶は必要な時にのみ使用するものとし、使用を終えた花瓶は清掃して安置場所に戻す事とする。生花用の花瓶に生花と造花とを混ぜて生けてはならない。生花花瓶に造花を混ぜ生けたり、造花花瓶に生花を入れたりした場合、施主に通告なしに管理者権限で処分する事が出来る。
- ⑥ 生花の処分の際には、短く裁断してゴミ箱に破棄すること。
- ⑦ ゴミの分別は、黒髪山の指導により、社会のルール・マナーに従い、環境美化に務める事。
- ⑧ 御位牌壇に安置するにふさわしくない物と管理者が判断した場合、施主はその物を直ちに撤収しなければならない。
- ⑨ 御位牌壇に供えた供物は、礼拝の後、すみやかにのお供え下げして持ち帰る事を推奨する。
- ⑩ 御位牌壇の供物を撤収し清潔に使用する責任は施主にあり、「檀家規約」第5条に定める護持費に供物の撤収・清掃費用は含まれていない。
- ⑪ 霊明殿施設の環境美化のため御位牌壇に供えられた供物は黒髪山の判断によって撤収する事がある。供物の撤収に関して施主は名目のいかに関わらず一切の不服を申し立てないものとする。
- ⑫ 御位牌壇と付帯する施設に損傷を与えた場合、その者は全額を負担して原状復帰しなければならない。離壇・改葬に際しても同様とする。

- ⑬ 「霊明殿規則」第 16 条に定めるとおり、黒髪山は離檀する施主に対して、御位牌壇使用状況や御位牌壇の劣化損傷の程度、また・「護持費」や「祈願行事」・「供養行事」の納入状況、その他を鑑みて、御位牌壇の原状復帰費用を請求することが出来る。原状復帰とは、御位牌壇一施主分の区画を新調するのに相当する金額である。
- ⑭ 「霊明殿規則」第 17 条 1 項に該当する場合、黒髪山は施主に対して私物保管料・離檀料等を請求することが出来る。

5 御位牌壇の清掃代行について

- ① 遠方等の事情より、御位牌壇の清掃等が困難な施主は、黒髪山に清掃代行を依頼する事が出来るものとする。なお、黒髪山は清掃代行業務を第三者に委託する事が出来るものとする。
- ② 清掃代行の費用は黒髪山が決定するものとし、人件費・物価の変動等により変更することがある、
- ③ 清掃内容と時期は黒髪山の判断で執り行う。
- ④ 清掃代行の業務において、施主の私物の損傷等が生じても、黒髪山及び黒髪山から清掃代行委託を承けた第三者はその責を負わない。

第4条 本細則の第三者開示禁止

黒髪山は本細則を施主に渡し、施主は自宅にて保管する。また、施主はこの細則を第三者に開示してはならない。

第5条 本細則の改正について

本細則の改正は、黒髪山の代表役員(住職)が黒髪山の責任役員会、及び総代会の了承をもってこれを執り行う。

第6条 定めなき事項について

本細則において定めなき事項については、法令・真言宗大覚寺派において定める所及び、黒髪山が定める規則により、黒髪山の責任役員会、及び総代会にて決定するものとする。

附則 この細則は令和 6 年 12 月 1 日制定、令和 7 年 4 月 1 日から施行する

宗教法人黒髪山大智院 代表役員 草津栄良